

ライドシェア導入の慎重な検討についての意見書

人口減少による鉄道・バス路線の廃止や高齢化による運転免許証の自主返納に伴う交通弱者の増加、訪日外国人観光客の急増などに対応するため、地域の移動手段の充実を図ることが求められている。

こうした中、過疎地域等については、自家用自動車による旅客運送が特例で認められているが、さらに、国においては、特定の地域に限らず、事業者がスマートフォンのアプリケーション等を活用して運転手と利用者を仲介し、一般の運転手が自家用自動車を用いて有償で運送を行う、いわゆるライドシェアについて、規制改革推進会議等で議論が行われている。

しかしながら、ライドシェアについては、道路運送法に抵触する白タク行為に該当する旨の指摘がなされているとともに、事業者は運行管理や車両整備等に責任を負わないため、これらが適切になされているか不透明であることや、交通事故発生時の対応が運転手任せになること、また、既に普及している海外においては、運転手による暴行等の犯罪行為が多数発生していることなど、利用者の安全・安心が担保されていない旨の指摘がなされている。

よって、国におかれては、利用者の安全・安心に大きな懸念があるライドシェアの導入について、慎重に検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月16日

殿

愛知県議会 議長

松 川 浩 明

(提出先)

衆議院 議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

参議院 議長
国土交通大臣